

大麻所持による高校生逮捕事案の概要及び対応等

保健体育課

1 事件の概要

平成28年1月5日、県立高校の男子生徒が北谷町字美浜の駐車場で警察官の職務質問により、大麻所持容疑で逮捕されるという事件が発生した。

2 対 応

1月11日（月）

- ①事件発生のマスコミ報道を受け、教育庁内で緊急対策会議を開催し、情報の確認及び今後の対応等について調整した。

出席者：教育長、教育指導統括監、県立学校教育課長、保健体育課長他

- ②教育長コメントを公開した。

1月12日（火）

- ①「大麻等薬物乱用防止に係る指導の徹底について」の通知文を発出

（全県立学校長、小中学校長、市町村教育委員会教育長、各教育事務所長宛て）

- ②「薬物乱用防止対策チーム会議」（教育指導統括監、指導四課長）を開催し、高校生の大麻所持事案に係る対応等について協議した。

1月13日（水）

- ①県内6教育事務所の生徒指導担当主事会にて、義務教育段階における早期の薬物乱用防止教育の更なる徹底を指示した。

1月14日（木）

- ①「県立学校緊急校長会」（高等学校・特別支援学校全75校）を開催した。

- ・教育長訓示

- ・講話：「県内における薬物乱用の実態について」（保健医療部薬務疾病対策課主任）
「児童生徒に向けた薬物乱用防止教育の取組」（県警察本部少年課課長補佐）

1月18日（月）

- ①沖縄県社会教育関係団体等連絡会（14団体）が「薬物乱用防止緊急アピール」を発表し、地域ぐるみでの薬物乱用防止の取組強化を求めた。

1月20日（水）

- ①府内に「薬物乱用防止対策ワーキングチーム」（指導四課の担当者）を設置し、今後の取組について検討した。

- ・「大麻等薬物に関する実態（アンケート）調査」の実施（県立高校）
- ・「学校における薬物乱用対応マニュアル」の見直し

1月22日（金）

- ①「県立学校副校長・教頭研修会」において、事件の経緯に触れるとともに、薬物乱用防止教育の現状について説明した。

1月28日（木）

- ①県立高等学校・特別支援学校の生徒指導主任等の参加による「緊急生徒指導連絡協議会議」を開催する。

- ・講話：国立精神・神経医療研究センター薬物依存研究部室長
保健医療部薬務疾病対策課主任、県警察本部少年課課長補佐

3 青少年の薬物事犯の状況

本県の薬物事犯状況 【県警資料の確定値】

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
総 数	135	129	106	132	134	120	105	93	102	75	130	92	100	156
うち少年	21	25	6	12	23	9	2	1	3	4	5	5	6	1

	H22				H23				H24				H25				H26			
	大	高	中	有	無	大	高	中	有	無	大	高	中	有	無	大	高	中	有	無
毒劇物取締法			1						1		1	1								
覚せい剤取締法									4			1				2	2			
大麻取締法			2	1							2				1	1				1
麻薬等取締法																				
合 計			4				5				5			6				1		
	大:大学生				高:高校生				中:中学生				有:有職少年				無:無職少年			

*H14年頃をピークに青少年による薬物事犯は減少傾向。ここ5年間をみても、中高校生に関しては、H22, H24にシンナーでの事案があったが、覚醒剤、麻薬、大麻等の事犯はなかった。青少年による薬物事犯のほとんどが有職・無職少年の事犯である。

4 学校における薬物乱用防止教育

- (1) 各学校における大麻等薬物乱用防止教育は、児童生徒の発達段階に応じ、保健体育や関連教科、学級活動、道徳、総合的な学習の時間等、学校教育活動全体を通じて実施している。
- (2) 平成26年度取組の状況
 - ・薬物乱用防止に関する指導の実施率：小学校94.4%、中学校100%、高校100%
 - ・薬物乱用防止教室の実施率：小学校71.7%、中学校69.1%、高校94.9%

5 薬物乱用防止教育（飲酒・喫煙を含む）の推進について

- (1) 通知文の発送及び関係機関との連絡協議会等へ参加し、連携を図っている。
 - ・「危険ドラッグ等」についての生徒用・職員用教材・保護者用注意喚起文等の作成・配布を行い、指導の徹底を図っている。
- (2) 各種研修会の開催
 - ・県立学校保健主事研修会（対象：保健主事）
 - ・地区別薬物乱用防止教育研修会（対象：保健体育科教諭、担任、養護教諭等）
- (3) 薬物乱用防止教育教材（ポスター・パンフレット）等の配布

6 対 策

- (1) 当面の対応として、「大麻等薬物に関する実態（アンケート）調査」の実施、「学校における薬物乱用対応マニュアル」の見直しを行う。
- (2) 各学校において、年1回以上は「薬物乱用防止教室」を開催し、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得ながら、指導の充実を図る。
- (3) 「地区別薬物乱用防止教育研修会」を開催し、教職員の資質向上を図る。
- (4) 薬物乱用防止教育教材（パンフレット）等の配布や「ダメ。ゼッタイ。」普及運動6.26ヤングキャンペーンへの中・高校生の参加など他団体の主催する薬物乱用防止事業へ協力し、相互の連携強化を図る。
- (5) PTAや関係団体と連携し、地域社会と一体となった取組を展開する。
- (6) 県警察本部との連携を強化し、薬物乱用防止など青少年の健全育成に向けた取組を継続する。